

第3章 道路特定事業以外のバリアフリー化対策

3.1 その他の道路事業について

「生活関連経路」以外の道路についても、「重点整備地区」内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、一体的にバリアフリー化を図るよう今後も努めます。

また、重点整備地区内の他事業とも調整して整備していきます。

表 3. 1 道路特定事業以外の事業計画の概要

経 路	路 線	事 業 内 容	実 施 予 定 時 期
—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理の中で可能な限りバリアフリー化	生活関連経路の整備状況を鑑みながら、令和2年度以降、継続実施

3.2 ハードと一体となったソフト的対策について

西大路地区において既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、併せて、ソフト的対策も進めていき、「多様な交流があり、安心・安全で美しいまち 西大路」の実現に向けて取り組んでいきます。

表 3. 2 基本構想におけるソフト施策の具体例（心のバリアフリーを推進するソフト施策）

ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	・ ホームページや「心のバリアフリーハンドブック」、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告などを活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信 ・ 高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置 ・ 駅における介助体験、疑似体験 ・ 高齢者や障害のある方等に対する声掛けの実施
地域住民が主体となった取組の実施	・ 高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案
学校教育における福祉教育の充実	・ 高齢者や障害のある方との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	・ 高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人に対して適切なコミュニケーションが確保できるよう、接客マニュアルによる接遇教育の実施 ・ 改札口への「耳マーク」の掲示及び聴覚障害のある方の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討 ・ 介助体験、疑似体験による訓練、研修の実施
違法駐車・駐輪などの防止	・ 違法駐車・駐輪、看板類など、円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報・啓発活動など

- 放置自転車等の防止を図るために、地域の皆様と協力・連携し、啓発活動を行うとともに、撤去を実施します。



放置自転車等の撤去の様子

- 道路特定事業で実施した道路をより使いやすく維持していくためには、市民一人一人の理解と協力はもとより市民、行政機関、公共事業者などが互いに連携して取り組むことが必要になります。
- 市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境をつくるために、啓発・情報発信の場を設けるなど、心のバリアフリーを支援します。



(新聞やホームページへの掲載)

- 路上の占有物の抑制についても啓発チラシなどによって適正な道路利用を促進します。
- 日常的な門掃きや地域の一斉清掃活動等、自主的な美化活動を実施する住民・団体への支援を行い、市民と協働でまちの美化を推進していきます。



美化啓発看板



「美しいまち 歩きやすいまち」リーフレット